

下呂市告示第8号

告 示

数人共同施行土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、数人共同施行土地改良事業馬瀬名丸地区の換地処分を令和5年1月26日にした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和5年1月26日

下呂市長 山 内 登